

# 規 約

一般社団法人 日本二輪車文化協会  
ツーリング推進委員会 ファースト・エイド部会

令和2年2月28日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当部会は、一般社団法人日本二輪車文化協会 ツーリング推進委員会に属し、名称はファースト・エイド部会 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当部会は、主たる事務所を東京都港区赤坂2-19-5 内田ビル2F 一般社団法人日本二輪車文化協会内に置く。

(目的)

第3条 当部会は、交通社会に於いて重要なファースト・エイドの普及推進を目的として、次の事業を行う。

- 1) ファースト・エイド講習会の実施
- 2) 講習者へ修了証の発行
- 3) ファースト・エイドを通じて社会的貢献
- 4) ツーリング先での応急処置や人命救助
- 5) 付帯する用品の販売
- 6) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する一切の事業

## 第2章 講習会参加資格と修了証発行条件

(参加資格)

第4条 当部会の講習会に参加するには、事前申込み後受講料を納め、受理された者に限る。

(修了証発行条件)

第5条 当部会が開催する講習会を受講し、講師が「正しい技術を修得した」と判断された者に修了証を発行する。

(参加資格の剥奪／認否)

第6条 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものの参加を認めない。

- 1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- 2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者。
- 3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者。
- 4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。
- 5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

## 第3章 法令の準拠

第7条 本規約に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

令和2年2月28日